

# マンションの耐震診断 を支援します

非木造共同住宅の耐震診断に  
かかる費用を、最大で750万円  
まで助成します。



非木造共同住宅.....鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造  
の共同住宅

## 対象建築物

下記の要件をすべて満たすもの。ただし、緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成の対象建築物を除く。

- ・昭和56年5月31日以前に建築着工したもの
- ・耐火建築物または準耐火建築物（鉄筋コンクリート造や鉄骨造など）
- ・建築基準法及びこれに基づく命令の規定に適合していること
- ・耐震診断に必要な当該建築物の設計図書に不備のないもの

## 助成金の額

| 対象建築物の延べ面積（ 1 ）                                  | 限度額（ 2 ）  |
|--|---|
| 800 m <sup>2</sup> 未満                            | 延べ面積 × 2,000 円 / m <sup>2</sup>                                   |
| 800 m <sup>2</sup> 以上 1,100 m <sup>2</sup> 未満    | 160 万円  |
| 1,100 m <sup>2</sup> 以上 1,600 m <sup>2</sup> 未満  | 延べ面積 × 1,500 円 / m <sup>2</sup>                                   |
| 1,600 m <sup>2</sup> 以上 2,400 m <sup>2</sup> 未満  | 240 万円  |
| 2,400 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満  | 延べ面積 × 1,000 円 / m <sup>2</sup>                                   |
| 5,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 | 500 万円 + ( 延べ面積 - 5,000 m <sup>2</sup> ) × 500 円 / m <sup>2</sup> |
| 10,000 m <sup>2</sup> 以上                         | 750 万円  |

（ 1 ）店舗・事務所など住宅以外の用途が過半の場合は、住宅部分のみの面積が適用されます

（ 2 ）千円未満の端数は切り捨てます

## 助成対象者

- ・助成対象建築物の所有者
- ・共有の建築物にあっては、共有者全員の同意により共有者のうちから選任された者、又は、区分所有者全員の同意により区分所有者のうちから選任された者
- ・区分所有建築物にあっては、その管理組合

## 耐震診断の方法

建築物の構造に応じて、下記に定める方法、その他区長が認める方法により調査し、耐震性能を判定する。

- ・鉄骨造.....「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」に定める診断の方法
- ・鉄筋コンクリート造.....「2001年改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」に定める「第2次診断法」
- ・鉄骨鉄筋コンクリート造.....「改訂版既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」に定める「第2次診断法」

# 手続き

## 1. 事前相談

建築年度、構造や対象建築物の延べ面積などを設計図書等で確認の上、耐震診断を実施する前にご相談下さい。

## 2. 交付申請

非木造共同住宅・緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成金交付申請書（第1号様式）に下記の書類を添付して下さい。

- ・ 建築確認通知書の写し（ 3 ）
- ・ 登記事項証明書
- ・ 耐震診断に係る費用の見積書
- ・ その他必要と認める書類

交付決定時の金額はあくまでも助成金交付予定額であり、実際に助成する額とは異なる場合があります。

また、交付決定後、交付申請書に記載された内容を変更しようとするときは、変更申請書を提出して下さい。

（ 3 ） 建築確認通知書の交付年月日が確認できるものでも可

## 3. 耐震診断着手

交付決定通知を受けてから、速やかに耐震診断に着手して下さい。

耐震診断に着手後、非木造共同住宅・緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断着手届（第6号様式）を区に提出して下さい。

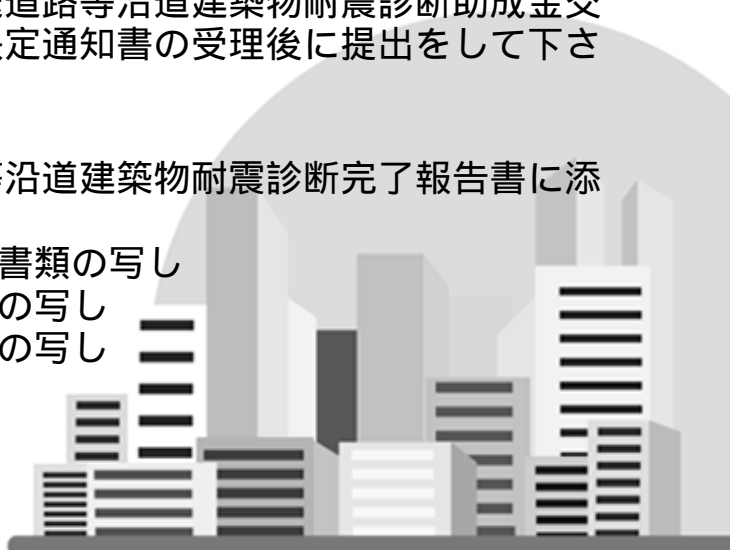
## 4. 助成金交付

耐震診断を完了したときは、非木造共同住宅・緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断完了報告書（第8号様式）を提出して下さい。助成金額を確定し、通知します。

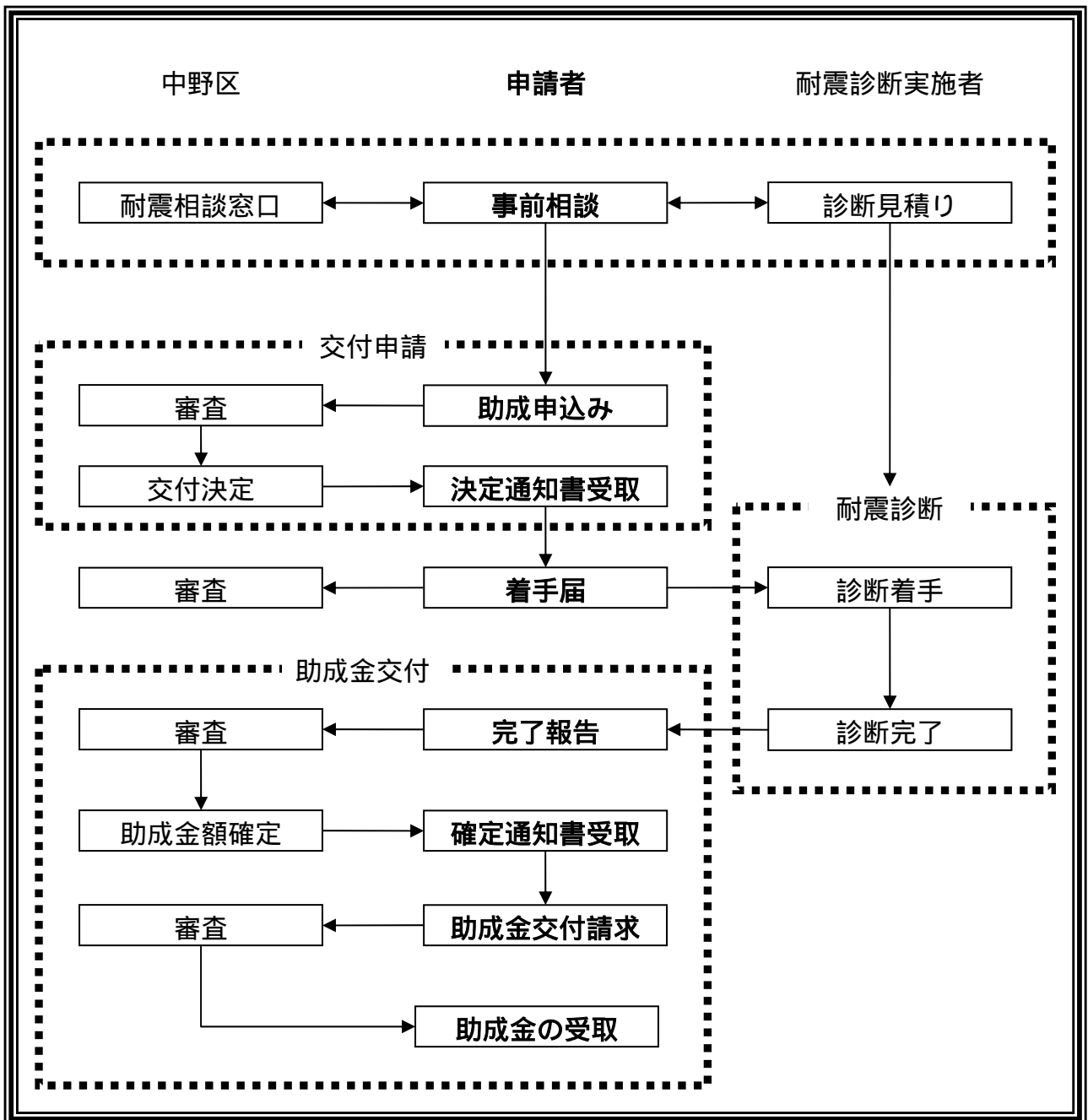
なお、非木造共同住宅・緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成金交付請求書（第10号様式）は金額決定通知書の受理後に提出をして下さい。

非木造共同住宅・緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断完了報告書に添付する書類

- ・ 耐震診断の結果が確認できる書類の写し
- ・ 耐震診断に係る費用の明細書の写し
- ・ 耐震診断に係る費用の領収書の写し



# マンションの耐震診断助成の手続き



中野区非木造共同住宅及び緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成要綱(要綱第 176 号 2006 年 10 月 1 日)

**ご質問・お申込みは必ず区役所に！**

中野区役所 9 階 8 番窓口  
 建築分野 耐震化促進担当  
 TEL (3228) 5576・FAX (3228) 5471